第77号議案

(仮称)神戸市第二学校給食センター整備・運営事業契約締結の件 (仮称)神戸市第二学校給食センター整備・運営事業契約を次のとおり締結する。

令和5年11月29日提出

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 事 業 名 (仮称)神戸市第二学校給食センター整備・運営事業
- 2 事業場所神戸市西区見津が丘7丁目
- 3 事 業 概 要 学校給食センターの設計・建設業務、開業準備業務及び維持管理・運営業務 一式
- 4 契約金額 175億2,163万630円
- 5 契約の相手方 神戸市兵庫区水木通4丁目1番1号

株式会社神戸第二学校給食サービス

代表取締役 青栁 健二

6 支 出 科 目 一般会計 教育費 体育保健費 学校給食費 委託料

理由

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第12条の規定により、市会の議決を経る必要があるため。

(参考 1)

(定義)

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 ぬきがき

- 第2条 この法律において「公共施設等」とは、次に掲げる施設(設備を含む。)をいう。
 - (1)、(2) [略]
 - (3) 教育文化施設、スポーツ施設、集会施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、更生保護施設、駐車場、地下街その他の公益的施設及び賃貸住宅

 $(4) \sim (6)$ [略]

$2 \sim 7$ 「略]

(地方公共団体の議会の議決)

第12条 地方公共団体は、事業契約でその種類及び金額について政令で定める基準に該当するものを 締結する場合には、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

(参考 2)

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令 (平成11年政令第279号) ぬきがき

(地方公共団体の議会の議決を要する事業契約)

第3条 法第12条に規定する政令で定める基準は、事業契約の種類については、次の表の上欄に定めるものとし、その金額については、その予定価格の金額(借入れにあっては、予定賃借料の総額)が同表下欄に定める金額を下らないこととする。

法第2条第5項に規定する選定事業者		千円
が建設する同条第1項に規定する公共	都道府県	500,000
施設等(地方公共団体の経営する企業	地方自治法(昭和22年法律第67号)第252	300,000
で地方公営企業法 (昭和27年法律第	条の19第1項に規定する指定都市(以下こ	
292号)第40条第1項の規定の適用が	の表において「指定都市」という。)	
あるものの業務に関するものを除	市(指定都市を除く。)	150,000
く。)の買入れ又は借入れ	町村	50,000

[参考資料]

(仮称) 神戸市第二学校給食センター整備・運営事業の概要

1. 施設概要

・所 在 地:神戸市西区見津が丘7丁目(神戸テクノ・ロジスティックパーク内)

· 構 造 等: 鉄骨造(2階建)

・調理能力:1日あたり最大15,000食程度

(うち中学校給食分11,000食、小学校給食分4,000食)

2. 選定事業者

株式会社神戸第二学校給食サービス(SPC〔特別目的会社〕)

代表企業 株式会社東洋食品(運営・プロジェクトマネジメント)

構成企業 株式会社相和技術研究所 大阪事務所(設計・工事監理)

株式会社フジター神戸総合営業所(建設)

株式会社岡工務店 (建設)

西部電気建設株式会社(電気工事)

タニコー株式会社 神戸営業所(調理設備調達)

伊藤忠アーバンコミュニティ株式会社(維持管理)

NECキャピタルソリューション株式会社(ファイナンシャルアドバイザー)

※()内は、各社の本事業における役割

3. 事業期間

事業契約締結日から令和22年7月末日まで

4. 契約金額

17,521,630,630 円

5. 今後の主な予定

事業契約締結 令和5年12月

・本件施設の所有権移転 令和7年10月

・開業準備期間 令和7年11月~令和7年12月

・維持管理・運営期間 令和8年1月~令和22年7月